

目黒区長 殿

令和6年3月25日

令和5年度第三者評価結果報告書

郵便番号 156-0043
住所 東京都世田谷松原3-38-16-107
電話番号 03-6379-5156
認証評価機関番号 06-168
評価機関名 株式会社にほんの福祉ネット
代表者氏名 代表取締役 岩下敦史

以下の事業所について実施した評価の結果を報告いたします。

担当評価者	福祉・経営の両分野担当 1名	
	福祉分野担当 1名	

評価対象事業所	向原小学校内学童保育クラブ	
事業所連絡先	〒	〒152-0002
	所在地	目黒区本町六丁目7番15号
	電話番号	03-5722-2480
事業所代表者	矢野 麻依子	
事業所概要	種 別	委託 学童保育クラブ
	運営主体	株式会社セリオ

契 約 日	2023. 4. 1
利用者調査実施時期	2023. 11. 6-2023. 11. 30
訪問調査日	2023. 12. 1
評価合議日	2023. 12. 16

総 評

《特に良いと思われる点》

●子どもの自主性や主体性を尊重しながら成長を支援している

子どもが安心・安全に過せる環境を一番に考え、一人ひとりの状況や個性など丁寧に把握してる。様々な活動の具体的な取り組みについては、子ども会議を実施して取り組みを子どもに投げかけ、指導員も一緒に考えながらやりたいことを実現できるように支援している。子どもは活動を通じて自分の思いを表現し、他者の思いも受け止め、気持ちの調整を図りながら物事を進めていく経験を重ねている。また、日々の生活や活動に必要な事柄や生活の流れを、時計やホワイトボードにより「見える化」の工夫をしたことで、各々が時間の見通しを持って行動することが出来ている。さらに、行事の準備では、子ども同士で役割など話し合いを重ね、協力して作り上げる達成感も味わうことができている。常に子どもの主体性を考え、きめ細やかな取り組みを継続し、充実した保育環境を提供することが、子どもの成長支援につながっている。

●学童保育クラブの運営に関して、区主管課と運営主体と現場施設との間のスムーズな情報共有と連携により、安心・安定の保育を提供できている

区の方針を明確に現場の施設と運営主体に伝え、区として学童保育クラブの運営をただ任せるのではなく、伝えたことが反映された運営が確実に行われているかを担当者が把握して、必要な管理と支援ができる体制を組みしっかりと実行している。運営主体も定期的にエリアマネージャーが担当施設に足を運び、必要な事態に迅速な対応ができるよう、きめ細やかな状況把握と支援を行っている。子どもの様子や保育の実際について互いに共有しているので、課題が発生したり、対応に迷ったりする状況が発生した場合でもすぐに相談できる体制があり、安心して保育に取り組むことができる。職員のバックアップ体制が確立されていることで、安定した保育とより良い支援を提供できている。

《更なる改善が望まれる点》

●校舎の建替え事業に伴う安全な保育の提供と、地域との関係や交流について取り組みを考える

校舎建替え工事が今年度から始まり、終了まで5年を要する計画が進行中である。学童クラブが入っている体育館棟の工事は最後の工期に予定されているが、授業と平行して工事が行われるため、長期の休みには特に大がかりな作業が入る見込みである。そのため校庭、体育館の使用に制限がかかったり、校内を移動する際のルートが変更されたり、活動への影響も考えられる。そのため、まずは子どもが安心して過せるように細心の注意を払い、安全な保育を提供することが必要である。工事に伴って、予想される学童クラブの生活や活動計画について長期的な見通しを立て、保護者に提示することが望まれている。それにより、学校との円滑な連携と協力のもとで計画が進められていることを示し、安心して利用してもらえるようになる。また、この機会に地域とのつながりについて、これまで以上に目を向け、校内以外での子どもの経験の場を広げていく意欲を持っている。まずは、近隣児童館との交流を持ち、互いに顔を合わせて活動できる機会を増やして行く中で、活動を充実させていくことを課題としている。

詳細講評

評点基準	
A	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	Aに至らない状態、多くの施設・事業所の状態、「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	B以上の取り組みとなることを期待する状態

○共通評価基準（1～45）

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1理念・基本方針

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	運営理念と運営方針には、子どもが、安全で安心して過せる場を提供すること、子どもの生きる力を育み成長を支援することや指導員が積極的に子どもに関わり、常に子どもの個性を肯定的にとらえ認めることで自己肯定感とやる気を育成することなどが明記されている。これらは、ホームページにも記載されている。こうしたことを踏まえて、年度初めに会議で職員の意思統一を行っている。また、常に組織としての考えを踏まえて行動できるよう携帯できるカードを作成して、いつでも職員が確認できるようにしている。保護者には、利用開始時において、学童保育クラブとして大切にしていこうことを、入所のしおりなどを用いて説明している。

I -2運営状況の把握

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 運営環境の変化等に適切に対応している。		
2	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	区の主管課、運営主体と連携して、地域における学童保育に対するニーズ、子どもの教育や保育に関連する施設の動向、関連するニュースなどに広く関心を持ち、当学童保育クラブが置かれている状況を把握し、「何を求められているか」「在籍児童に対し何が出来るか」を考えて運営にあたっている。また、近隣の児童館や学童保育クラブ、その他の関係機関との情報共有を図っている。学童保育クラブ面談や施設長会議・エリア会議での共有・分析をもとに課題を明確にして、その解決・改善に取り組んでいる。会議の内容は職員にも周知し、ミーティングでも具体的に伝えていく。普段から運営状況や具体的な活動の様子を区の主管課、運営主体の本部に報告していることから、現場での課題解決に向けスムーズに取り組むことができている。
3	②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	A	

I -3事業計画の策定

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	目黒区から学童保育クラブの運営委託を受けている関係上、目黒区児童館学童保育クラブ運営指針に則って運営を行っていく必要があるという判断の下、区が策定する目黒区子ども総合計画を学童保育クラブ運営上の中長期計画と見なし、当該年度の学童保育クラブ保育方針を学童保育クラブにおける事業計画として位置づけている。また、法人の運営方針を踏まえ、保護者や児童などの意見を把握して年度計画を策定している。事業計画は目黒区の方針を反映したものである。なお、今年度から5年計画で校舎建替え工事が始まった。それに伴い、学童保育クラブとしても環境の変化を想定し、生活や保育の見通しを持てるよう計画を作成して保護者に提示していくことを検討している。安全・安心を確保した運営を明確にすることで、信頼関係がより一層深まっていくことが見込まれる。
5	②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	

	(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	日々のミーティングや運営主体が行う毎月のエリアミーティング、施設長やエリアマネージャーによる責任者会議を行い、方針や課題の共有をしている。エリアマネージャーは定期的に各施設を巡回し、前回の指摘事項についての現状の確認、ミーティングの実施状況の確認、各職員への指導や助言などを行っている。また、巡回によって把握した各施設の良い点や課題点などの共有を図っている。年間事業計画については、年度末に取り組みの振り返りを行い、職員全体で共有して、次年度に向けた話し合いを行い、その上で策定している。そして、区の主管課および運営主体にも報告し、共有している。そのほか、保護者会や個人面談の場を活用して、事業計画など施設の運営に関する情報についての周知・理解に努めている。毎月の活動の様子をクラブだよりに写真付きで掲載し、各家庭に配付している。日頃の学童保育クラブでの過ごし方を保護者に知らせ、関心を持って見てもらい、運営への理解を深めてもらえるようにしている。
7	②事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	A	

I-4福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取り組み

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的・計画的に行われている。		
8	①学童保育クラブの質の向上に向けた取り組みが組織的に行われ、機能している。	B	学童保育クラブの質の向上への取り組みとしては、以下の取り組みが定着している。学童保育クラブ保育方針の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通じた振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行というPDCAサイクルに則った改善・向上を図る取り組みがある。 運営主体として重層的な振り返りの仕組みを整えている。現場における日々の振り返り、毎月の検証、上半期・下半期での総括、運営主体による巡回などを通して、常に運営・育成支援の質の維持を図っている。「人事評価」の評価基準に基づいて年2回自己評価を行い、職員は施設長やエリアマネージャーなどと面談を行っている。利用者アンケートや、日頃の会話や連絡帳などからも課題を抽出して保育の質の向上に努めている。 上記の通り、PDCAサイクルに則った改善のプロセスを確立している。また、第三者評価の定期的な受審が計画されており、次回の受審によって第三者評価がこのプロセスに組み込まれることになる。それにより、今回の評点の次回以降の変更が見込まれる。
9	②評価結果にもとづき組織として取り組みむべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 運営主体の責任が明確にされている。		
10	①運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	人材育成の仕組みとして、職員を複数の職層に分けて、それぞれに期待される職責などを明確化している。学童保育クラブとしては、年度当初に管理者としての役割や責任について職員全体と共有することで、組織としての縦軸・指揮系統を確認している。子どもの権利の擁護・追求といった大きな課題については、職員の心構えなどの形で具体化し、職員が理解し実践できるよう工夫している。また、職員が遵守すべき法令は、様々なマニュアルにその根拠となる法令を明記して周知している。運営主体は「素敵な指導員」の冊子を作成し人材育成マニュアルとし、内容についての研修も行っている。指導員として、また社会人・大人として基本となる考え方や、業務に必要な様々な事柄を記載し、保育現場での危険箇所をイラストで示すなど、「なぜ、当該事項が求められているのか」を各職員が理解できるようになっている。
11	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A	
	(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
12	①学童保育クラブの質の向上に意欲をもち、その取り組みに指導力を発揮している。	A	施設長は施設の運営をより良いものにするため、職員会議を通じて情報共有を行っている。必要に応じて職員との個人面談を行い、話を聞く機会を持つなど、コミュニケーションを大事にし、職員の意見を反映できるようにしている。また、エリアミーティング、責任者会議、定期的な巡回、日々のミーティングなどの取り組みを通して、業務の改善を図り、効果的な業務の推進につなげている。そのほか、利用者アンケートにより把握した要望や意見に基づいて改善策を確認し、職員とともに話し合い、課題解決をリードしている。
13	②経営の改善や業務の実行性を高める取り組みに指導力を発揮している。	A	

Ⅱ-2福祉人材の確保・育成

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取り組みが実施されている。	A	区より委託を受けた事業所として、仕様書が規定する最低配置人数を満たしつつ、状況により必要な人材の採用を行っている。採用にあたり、本部での面接に加えて、施設にて面接や見学を行っている。これにより、実際に勤務することになる可能性のある現場の施設長や職員による見方を確認し、また、志願者にも職場となる可能性のある現場の雰囲気を知る機会としている。人事管理としては、「ターゲットプラン制度」を整備している。勤務成績や専門性など、会社で定めた複数の領域にわたる項目と個人が定めた目標に沿い、自己評価と施設長やエリアマネージャー、課長、部長による評価を行い、賞与などに反映する仕組みとなっている。定期的な評価を受けることにより、各人が目標を明確にしてモチベーションを保ち、業務にあたることができる。
15	②総合的な人事管理が行われている。	A	
	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	総合的な労務管理は運営主体が行い、施設では「勤怠管理」を施設長の職務としている。施設長は勤怠システムなどで就業状況を把握・確認の上、本部のシステム内で共有・管理している。日々、職員の健康チェック、健康診断やストレスチェックなどを実施し、職員の心身の健康と安全の確保に努めている。施設長は定期的に職員との面談を実施し、相談しやすい職場環境を整備している。また、施設長は職員の労務管理や有給休暇の取得状況の把握などを行うとともに、残業の削減などに取り組んでいる。ワークライフバランスに配慮した取り組みを行いつつ、個々の状況を見ながら助言を行っている。運営主体の担当者による巡回では、全職員の様子を確認し、良かったことや課題と思われることを伝えることで、本人の成長の支援や働きやすい職場作りに努め、やりがいの向上を図っている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。	A	運営主体が期待する職員像を「職員行動規則」に、施設長として期待する職員像を「職務基準」に明示し、職員個々の目標管理の仕組みである「ターゲットプラン制度」を整備している。職員それぞれが等級別に目標項目を設定し、施設長が年2回程度、個別面談の機会を設けて対応している。まず、年度初めに目標の水準や内容が適切であるかを確認し、必要に応じて助言などを行っている。目標期限は6ヶ月とし、中間時点に進捗度や達成度などについて上期評価の振り返りを行い、下期のターゲットプラン作成に反映させている。年度末には、上位者とのフィードバック面談を実施し、目標の達成度に対する評価を伝え、次年度のターゲットプラン設定に反映している。こうした取り組みを通して、経験に応じて必要な支援を行うことで、着実な成長をサポートしている。職員の研修については、基本方針を定めて実行している。現在は動画研修も取り入れられている。職員は入職時に研修を受講後、配属先ではOJTによる現場実務定期的な研修受講を通して、知識と実践を学んでいる。職員の教育・研修に関する手引き書として「素敵な指導員」がある。これに記載された内容については、必ず研修を通して職員として理解することが求められる。また、東京都や目黒区が開催する研修も職員全員に紹介し、スキルアップの機会を提供している。障がい児保育に関する研修にも定期的に参加できる機会を確保している。
18	②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	

	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	B	区として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実習生の受け入れを見送ってきたため、今は積極的に取り組みを再開するために、必要な書類や実際の活動にどのように関わることができるかについて、運営主体が持つ実績などの情報を取り入れ体制を整えている段階である。

II -3経営の透明性の確保

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 運営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		
21	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	区のホームページでは、学童保育クラブの概要、その他利用に関する事柄を確認することが出来る。学童保育クラブ利用案内も区のホームページにアップロードしている。施設では、近隣の学童保育クラブや児童館、小学校などの関係機関にクラブだよりを配付して、学童保育クラブの動きを発信している。定期的を実施している利用者アンケートの結果や施設自己評価シートを区のホームページで公開しており、運営の透明性を確保している。なお、区による履行実績評価や適宜来室がある。また、経営においては、内部監査を実施している。監査の結果や指摘事項に基づき改善したものを再確認して適正な運営状態を確保している。第三者評価についても、引き続き定期的な受審を計画している。
22	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが行われている。	A	

Ⅱ-4地域との交流、地域貢献

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①学童保育クラブと地域との交流を広げるための取り組みを行っている。	A	区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体（住区住民会議）に参画している。同会議は、住区内に住む人々や町会・自治会、PTA、商店会、地域の活動団体などにより構成されており、会議への参加を通して地域の各団体による学童保育クラブの活動内容への理解を促進している。近隣の学童保育クラブや児童館などには、クラブだよりを配布するなど、学童保育クラブの動きを発信している。 近隣の学童保育クラブとは交流会を開催し、子どもの経験の幅を広げている。今年度は、ランランひろばと合同で行事（夏祭り縁日）にも取り組むことができた。少しずつ活動が再開され、子どもに多様な経験を提供している。
24	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	ボランティアや実習生の受け入れについては、区としても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から受け入れを見送ってきたため、今は、受け入れのための体制を再確認し整えている段階である。
	(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	①学童保育クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	学童保育クラブを適切に運営していくにあたり、様々な社会資源との連携が必要となる。そこで、児童館や小学校などの社会資源を一覧にしている。また、特に小学校内に所在する学童保育クラブとして、小学校とは日頃から連絡を取り合うなど、良好な関係の維持に努め、子どもの様子などを相互に確認して情報を共有している。近隣児童館とも懇談会を行い、子どもの健やかな成長を支援している。

	(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
26	①地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	A	区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体（住区住民会議）に参画している。同会議は、住区内に住む人々や町会・自治会、PTA、商店会、地域の活動団体などにより構成されており、会議を通して地域のニーズを把握している。さらに、近隣の児童館や学童保育クラブなどとの関わりを通して、地域のニーズを把握している。地域交流については、少しずつできることから始めて行きたい考えである。ニーズを踏まえた公益的な活動としては、コロナ禍という状況にあったため、学童保育クラブとしてできることを考えてきた。現在の利用者＝保護者のニーズのほか、地域の「福祉ニーズ」について、どのように対応していくかは、引き続き、検討課題となっている。
27	②地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	B	

Ⅲ適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1利用者本位の福祉サービス

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取り組みを行っている。	A	目黒区児童館学童保育クラブ運営指針において基本姿勢や留意事項、職員の役割などを明示し、職員がそれらを理解し遵守していけるよう、会議や日々の助言・指導を通して図っている。「子どもや保護者の尊重」という点では、行動規範の明確化や職員各自の振り返りを促す重層的な取り組みなどを通して、徹底している。倫理・規範に対する理解を深め、育成支援の場で実践できるよう取り組んでいる。また、体罰、不適切な指導・暴言・行き過ぎた指示、猥褻な行いなどを禁止事項として明確化し、それらに該当する言動の有無を確認すると同時に、各職員の意識の向上を図っている。子どもや保護者のプライバシー保護について、入所説明会時や年度初めに写真の掲載などの個人情報保護に関する説明を行い、同意を得ている。
29	②子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	

【向原小学校内学童保育クラブ】

	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	①利用希望者に対して学童保育クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	学童保育クラブ利用案内のデータを区のホームページにおいてダウンロードし閲覧できるようにしている。学童保育クラブ利用案内の内容は毎年見直しが行われている。利用希望者を含む見学者は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、随時受け入れを行っている。施設案内を行いながら、疑問や関心に応えている。新規の利用者(保護者)に対し、入所説明会(利用者説明会)を行っている。夏季などの長期の休みの前にも、利用方法について説明を行っている。入所説明会の際には活動中の写真を使用しながら説明をしている。おたよりは毎月発行している。連絡事項(変更など)がある場合は連絡帳で知らせ、子どもには始めの会や帰りの会の時間を利用して全員に伝えている。忘れないように掲示物の工夫もしている。夏季などの長期の休みの前には、保護者会の中で必要な事柄について説明している。
31	②学童保育クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	
32	③評価外		

(3) 子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。			
33	①子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組みを行っている。	A	区から運営委託を受けた学童保育クラブとして、常に利用者満足の現状を把握し、それを踏まえて現状の見直しや改善を行っている。年1回利用者アンケートを毎年実施し、利用者側の意向や現状に対する評価を確認している。そしてその結果から課題や改善へのヒントを抽出し、対応につなげている。このアンケートに加え、保護者会や個人面談も、事業に対する理解を図ると同時に意向を把握する機会として有効に活用している。日々のコミュニケーションも、意見や要望をつかむ機会として大切にしている。保護者には、いつでも話を聞くことができる体制があることを連絡帳でのやり取りやクラブだよりでも周知している。
(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	運営主体として苦情の受付から解決を図るまでの一連のプロセスを明確化している。フローを整備することで、苦情対応の流れについて、職員が確認できるようにしている。トラブルなどについては職員の方から連絡するようにしており、個人面談の希望があればいつでも対応できるようにしている。子どもとの日々の関わりの中で、つぶやきや表情を捉え、必要な場合は個別に話を聞くなど、子どもが思いを伝えやすいように配慮している。保護者に対しては、日頃からコミュニケーションを大切にして、連絡帳でのやり取り、面談、保護者会、お迎え時や電話対応など、様々な機会を捉えて声に耳を傾けている。寄せられた意見や職員の気づきなどは毎日のミーティングなどで内容を共有し、必要な対応につなげている。また、必ず記録を取り、実際の対応やその後の経過を残すようにしている。事案の内容によっては、運営主体の担当や区の所管課と連携して対応している。
35	②子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	A	
36	③子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	

	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取り組みが行われている。		
37	①安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	運営主体として、危機管理の各分野における対応手順をマニュアルとして明確化している。また、その日の子どもの様子は引継ぎノートを活用して日々のミーティングで共有している。その日にいなかった職員は、必ず確認することを仕組み化して徹底している。毎月の避難訓練や防犯訓練も行われ、警察の協力のもと不審者訓練も行われている。正規職員は、全員が救急救命講習やアレルギー研修を受講し、非常時において落ち着いて的確な行動をとることができるようにしている。当施設では、ケガや気持ちの変化が生じた時に子どもが発する「大丈夫」という言葉をそのまま受け止めず、「異変がないか」という意識で注意深く様子を観察して、適切な対応ができるようにしている。ヒヤリハットについては、現状では、日誌にとどめている。事故防止への事例の活用の観点から、今後は別途記録を残して、職員の危機管理意識の向上と職員の危険を察知するスキルの向上、そして一層の事故再発防止につなげたいと考えている。
38	②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取り組みを行っている。	A	
39	③災害時における子どもの安全確保のための取り組みを組織的にやっている。	A	

Ⅲ-2福祉サービスの質の確保

	評価項目	評価	講評
	(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	①育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	A	「育成支援の標準的な実施方法を文書化したもの」を目黒区児童館学童保育クラブ運営指針と捉えている。目黒区児童館学童保育クラブ運営指針は適宜見直しが行われることになっている。
41	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	
	(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
42	①育成支援の計画を適切に策定している。	A	「育成支援の計画」を学童保育クラブ保育方針と捉えている。その上で、学童保育クラブ保育方針の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通した振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行というプロセスを通して評価・見直しを行っている。
43	②定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	A	

	(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
44	①子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。。	A	日々の記録は保育日誌に記載し、日々のミーティングなどを通して職員全体で子どもの様子を共有している。保育日誌は、主管課にも月ごとにまとめて提出し、内容の確認と助言を受けている。支援上の方針や留意事項などは、打ち合わせを通して確認・周知している。児童票をはじめとする基本的な資料や、保護者との面談時の記録や個人面談表、専門的な立場から得られた指導・助言をまとめた相談連絡票などの内容なども、主に正規職員を中心に共有している。それらを踏まえて支援にあたり、課題などの検討事項があれば職員会議などの場で協議している。こうした個人情報を含む記録類は、紙媒体の記録については施錠できるキャビネットに、また電子媒体での情報は、外部への漏洩防止策を図った上でパソコン上で管理している。カメラの管理については、リスクマネジメントを考えた対策として、出し入れや使用について、今後は管理簿に記録して管理することを検討課題としている。
45	②子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	

○内容評価基準（A1～A18）

A-1育成支援

	評価項目	評価	講評
	（１）子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
A1	①子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	A	子どもの思いを受け止め、また日々の関わりの中でつぶやきや表情を捉え、必要な場合は個別に話を聞くなど、子どもが安心できる人的環境の構築を継続している。小学校内に専用の学童保育室が確保されているので、子どもがいつでものびのびと過せる環境が整えられる。このことが活動の充実にもつながっている。
	（２）学童保育クラブにおける育成支援		
A2	①子どもが学童保育クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	一人ひとりが楽しく安心して学童保育クラブに通うことができるよう、日々の関わりの中で子どもの様子に注意し、その変化を見逃さず、職員間で共有し、適切に対応している。学童保育クラブへの通所に後ろ向きな気持ちが見て取れる際は、保護者と密に連絡を取り、子どもの思いにも耳を傾け、悩みや気持ちの揺れなどを捉え、職員間で共有し、個々に応じた対応につなげている。小学校とも協力関係を築き、子どもの健やかな成長とともに支えられるようにしている。保護者には、入所時や長期の休みに入る前に、保護者会を開催し、活動の見通しや持ち物などを含めて学童保育クラブでの過ごし方を案内している。子どもの出欠席については、出席の予定表を配付し、出欠の確認をしている。変更がある場合の連絡は、「当日８時までは安心でんしょば」で、「８時以降は電話連絡」でのみと徹底している。連絡なしに来なかった場合や気になることがある場合はそのままにせず、学童保育クラブから電話をするなど、必ず確認を取るようになっている。保護者との相互理解を図り、安心して利用してもらえる関係を築いている。
A3	②子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	

(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
A4	①子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	学校でどのように過ごしたのかなど、子どもの体力面を踏まえて無理のないよう配慮している。毎日一日の流れをホワイトボードに掲示して見える化し、子どもが学童保育クラブに到着後、自分で確認して、見通しを持って行動できるような環境を整えている。遊具や図書・工作の材料などは収納場所を決めて保管しており、取り出して使った後はもとの場所に返し、こうした行為の定着後も振り返りを行っている。生活習慣としてだけでなく、次に使う人への配慮の視点も大切にしている。
A5	②日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	手洗いや消毒などの感染症対策を含む基本的な生活習慣については、「なぜそれが必要なのか」を丁寧に説明し、子どもが理解して行動できるように促すなど、職員による導入や気づきを促す働きかけから始めている。そして、徐々に子どもが主体的に開始・発展させていけるよう、言葉かけや見守りを行っている。職員が子どもへ投げかけたことをきっかけに広がった取り組みのひとつとして、11月から「青空しんぶん」作りが始まった。新聞の名前は、職員のユニフォームの色からのイメージと、「職員の存在が青空のようだ」と感じた子どもが命名した。記事の内容や構成などは、友だちと相談しながら楽しく作成に取り組んでいる。他の行事の取り組みや活動の内容、役割分担などについても子ども会議により決定するなど、友だちとの良い関わり方が見られる。子どもが主体的に考えた活動の実現による充足感が得られるよう職員は一緒に進めながら、必要に応じ援助している。
A6	③子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	

A7	④子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	子どもの自主性や主体性を尊重し、子ども同士で遊びを見つけ、発展させていく過程を見守っている。必要な時期やタイミングを見極め、友達の間に入っていけるように仲立ちをしたり、職員がともに遊ぶことを通して関係づくりを援助したりするなど、自主性を阻害しない形でサポートしている。行事への取り組みや毎日の活動など、集団遊びを通して仲間意識を培ったり、友達の頑張りに刺激を受けたりしている。子ども会議で自分の考えや気持ちを伝えることや、友だちの話をよく聞き、相手を受け入れることも経験している。それでも、集団の中で自分の気持ちを表現することに躓きが見られた場合は、気持ちを代弁したり、伝え方や表現の仕方を知らせたりするなど、その時々状況に応じた適切な援助をしている。そして、思いや考えを言葉で伝える経験、相手に聞いてもらう経験、人の話を聞く経験などを積み重ねていく中で、コミュニケーション力を培っているようにしている。
A8	⑤子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A	

(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
A9	①障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	A	障害を有することで育成支援上特別な支援が必要な子どもの受け入れも行っている。具体的な手続き内容などは学童保育クラブ利用案内においても案内している。区の審査などの手続きを経てその可否が決定される仕組みとなっている。受け入れの際は、健康状態や発達の状況など子どもの心身の具体的な状況や、家庭の状況などを確認し、育成支援のための基礎的な情報としてまとめ、職員間で共有している。特別支援の対象となる子ども一人ひとりに対し育成目標を立て、巡回指導による専門家の助言なども活用しながら、集団での関わりの中で生活・活動を行っていきけるよう、支援にあたっている。
A10	②障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	A	子どもの権利・利益・尊厳を守るために、不適切な関わりを排除するだけでなく、虐待が疑われるケースについてそれを発見した場合の具体的な対応手順を明確化している。所管課である子育て支援課や通報先である児童相談所などへの連絡経路を確立している。また、日頃から子どもの様子に注意して、ケースによっては子ども家庭支援センターとの連携により情報の共有を図っている。
A11	③特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	A	

(5) 適切なおやつや食事の提供			
A12	①放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	A	月ごとのメニューに沿っておやつ（補食）を提供している。毎月の誕生会では、誕生月にあたる子どもには好きなおやつをリクエストできる取り組みを行っている。おやつの提供に際しては、賞味期限の確認、提供にかかわる職員の衛生チェックなど、安全な提供を追求している。アレルギー対応としては、専用の皿を用いて個別に提供している。対応上の手順や留意事項を定めたマニュアルを身近に備え、すぐに活用できるようにしている。
A13	②食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	A	アレルギー関連の個別の事情は、保護者から提供されるアレルギー調査表や児童台帳の記載事項などから把握している。その上で、アレルギー対応マニュアルの定めに則って、食に伴う事故の防止や発生時の対応をとることとしている。そのほか、研修で学んだエピペンの使用方法を職員全体で共有し、事故が発生した際に職員全員が落ちついて対応できるように努めている。
(6) 安全と衛生の確保			
A14	①子どもの安全を確保する取り組みを行っている。	A	子どもの安全を確保するため、交通ルールや適切な歩き方などを日々指導している。通学路以外の帰宅ルートの特検も毎年行っている。室内外での遊びのルールなども周知しており、子どもも参加した上で防災や防犯の訓練も行っている。また、引き続き室内の換気や備品の消毒などには力を入れている。子どもが使うことの多い遊具も、安全性の観点から点検を行い、使いやすさに配慮して整理整頓を行っている。事故やケガは発生予防に努めつつ、発生時の迅速かつ的確な対応方法を確認している。
A15	②衛生管理に関する取り組みを適切に行っている。	A	

A-2 保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
	(1) 保護者との連携		
A16	①保護者との協力関係を築いている。	A	問い合わせや見学、入会時の説明以降、保護者との協力関係の構築はスタートする。連絡帳や電話により学童保育クラブでの子どもの様子を伝え、保護者からの問い合わせにも丁寧に応じている。お迎えの際にも、できるだけその日の出来事や子どもの姿について口頭で伝えるように心がけている。個人面談や保護者会なども、子どもの育ちを共有するだけでなく、学童保育クラブ運営に対する理解を得る上でも重要な機会として活用している。また、保護者会での懇談は、保護者同士の交流を図る機会となっている。各家庭に配付しているクラブだよりには写真を取り入れて活動の様子をレポートし、子どもの様子、過ごし方、表情などが保護者に伝わるように取り組んでいる。
	(2) 学校との連携		
A17	子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	A	学校内併設という特色を活かして、小学校との情報交換や共有を密に行っている。学校からは、学校だよりが提供され、行事や下校時刻などの予定を確認している。学童保育クラブからもクラブだよりを送り、子どもの様子を伝えている。子どもの育成支援上、気になることなど、必要と思われることは、必要に応じて各学級の担任教諭との情報交換や校長や副校長との懇談なども行っている。校舎の建替え工事に関する情報も、その都度連絡を取り合い、小学校と協力して安全確保に努めている。

A-3 子どもの権利擁護

	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもの権利擁護		
A18	①子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	A	就業規則などの基本的なルールのほか、職員が遵守・擁護すべき行動規範・子どもの権利などを明確化している。その上で、正規職員（常勤職員）については、自身の行動や仕事の進め方などを振り返る機会を毎月設けている。臨時職員についても3か月に1回の頻度で振り返りの機会を設けている。具体的な禁止事項としては、体罰、不適切な指導・暴言・行き過ぎた指示、猥褻な行いなどを掲げ、それらに該当する言動の有無を確認すると同時に、各職員の意識の向上を図っている。目黒区子ども条例なども常に確認することが出来るようにしている。